

(新) 住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業

220百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課／環境影響評価課環境影響審査室

1. 事業の必要性・概要

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることに鑑みると、温暖化対策の観点からは、都市機能の再配置や集約等を進め、低炭素型都市・地域構造への転換を図ることが重要である。その場合、都市・地域構造の転換には、低炭素のみならず、地域社会の多様なニーズの反映が要求される。

また、地域ニーズを踏まえた低炭素型の都市・地域構造は、個々の開発事業の結果として徐々に転換されるものであるため、地域において将来像を共有することが重要である。しかしながら、既存の事業計画では、地域社会で将来像を共有し、快適な環境や地域活性化等、住民の多様なニーズを十分に反映した都市・地域の低炭素化事業が計画されているとは言い難い。

以上を踏まえ、事業者や住民といった地域のステークホルダーにおけるコミュニケーションによって計画策定を行う取組を支援し、個々の開発事業を低炭素型に確実にシフトさせていくことが不可欠である。

2. 事業計画（業務内容）

地方自治体が策定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（地球温暖化対策推進法）や「低炭素まちづくり計画」（都市低炭素化促進法）等に位置づけられる開発事業の計画や、それらの計画目標達成に資する民間事業者が策定する事業計画（集約都市開発事業の計画等）の策定に際して、ステークホルダー間のコミュニケーション活性化を図ることで、地域住民と事業者等が協働で計画を作り上げていく取組を支援し、共有された地域ニーズや将来像を踏まえた低炭素型の開発を実現させる。

具体的には、開発計画等の策定において、平成24年までに環境省で構築する新たな低炭素効果推計手法等を用いたより詳細な二酸化炭素排出量の削減シミュレーションや、「サステイナブル都市再開発アセスガイドライン」などを用いて、周辺自治体や地元研究機関等の専門家を交えた検討会、地域住民・事業者等を交えたワークショップの開催、地元住民への説明会やアンケートの実施等を行う地方公共団体・民間事業者を支援する。

3. 施策の効果

本事業において支援した計画策定をモデルとして、同様の取組を全国に普及させることで、地域のニーズや将来像を踏まえた、より実現性が担保された低炭素型都市・地域づくりの取組が広がることが期待される。

また、実際に、例えば地方ターミナル駅前地区（約 50ha）の再開発事業に関する試算では、建物・街区、公共交通、緑化等の低炭素化の取組により、対策前の二酸化炭素排出量から 25%（43,180t-CO₂/年）の削減ポテンシャルが推定されており、本事業により、こうした事業計画の着実な実行を各地で促すことで、地球温暖化対策の推進に資することとなる。

